



# NEWS RELEASE

令和3年10月20日

沼津信用金庫

## 中小企業庁「M&A 支援機関登録制度」への登録について

沼津信用金庫は、中小企業庁による「M&A 支援機関登録制度」に申請し、M&A 支援機関として登録されましたのでお知らせいたします。

当金庫は、今後も中小 M&A ガイドラインを遵守し、中小企業がより一層円滑に安心して M&A に取組める環境の実現を目指します。

### 記

#### 1. M&A 支援機関に係る登録制度について

中小企業庁は、中小企業が安心して M&A に取組める基盤を構築するため、M&A 支援機関に係る登録制度を創設しました。

事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)において、M&A 支援機関の活用に係る費用(仲介手数料やファイナンシャルアドバイザー費用等に限る)については、あらかじめ本制度に登録された M&A 支援機関の提供する支援に係るもののみが補助対象となります。

#### 2. 中小 M&A ガイドラインの遵守について

中小企業庁が定める「中小 M&A ガイドライン」に記載されている事項について、登録 M&A 支援機関として、「中小 M&A ガイドライン遵守の宣言」を当金庫ホームページに掲載しました。詳しくは下記 URL をご参照ください。

[中小 M&A ガイドライン遵守の宣言についてはこちら](#)

以上

<お問い合わせ先>

沼津信用金庫 地域創生部 担当：田村、小池

〒410-0802 静岡県沼津市上土町 3

TEL：055-962-6767